

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年6月25日(水) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
// 戸 部 源 房
// 田 中 美 恵 子
// 乾 紳 一 郎
// 高 橋 ミ ツ 子
// 伊 藤 實
// 田 中 人 実

4. 欠席委員 な し

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
関 口 和 恵 議員
高 瀬 眞 木 議員

7. 出席事務局員

事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事 務 局 次 長 補 佐 仲 田 道 弘
主 査 竹 内 繁 教

8. 報告事項

第1 早稲田大学総合研究機構 マニフェスト研究所紹介

第2 議会シンポジウム（案）について

第3 議会報（8月号）の内容について

9. 確認事項

（1） 市民との意見交換会（案）について

10. 協議事項

（1） 条例に盛り込みたい項目について

（2） 短期集中講座について

開会 午前 9時30分

松野豊委員長 ただいまから第5回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告をいたします。

まず初めに、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第書、本日のアジェンダでございます。議事日程A4、1枚でございます。それから、年間スケジュールの最新版、A3の資料でございます。6月19日に全員協議会方式で執行部から自治基本条例の報告をいただいたわけですが、そのときに執行部より配付をされました自治基本条例の今後のスケジュールで若干変更がございましたので、それも既に反映をしております。それから、議会だよりに掲載をするための原稿用紙、A4で1枚お配りしております。それから、議会だより、8月15日号のレイアウトのイメージ、デザインのイメージがA4、1枚でございます。それから、これはマニフェスト研究所さんのほうから御提供いただきましたが、地方議会における議会基本条例制定の動きということで1枚でございます。配付漏れはございませんでしょうか。資料のほう、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、早速次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますが、まず初めに、報告事項として、(1)、早稲田大学総合研究機構マニフェスト研究所の御紹介ということで、6月23日付で専門的知見の発議、議員による発議が可決をされまして、それを受けて昨日、6月24日火曜日付で流山市と早稲田大学のほうで契約を交わしたというふうに報告を受けております。

本日から正式な研究調査が始まるということで、本日マニフェスト研究所の草間研究員に御出席をいただいておりますので、御紹介を事務局のほうよりさせていただきます。よろしくお願ひします。

竹内議会事務局主査 事務局の竹内でございます。

それでは、ただ今委員長のから御報告がございましたが、昨日6月24日付で専門的知見について、研究委託契約を交わさせていただきました。

それでは、研究委託先の早稲田大学総合研究機構マニフェスト研究所の御紹介をさせていただきます。既に専門的知見の活用、導入につきましてこの委員会で御議論いただいている中で、大まかな部分につきましては御紹介させていただきましたので、重複する部分は割愛させていただきます。ご了承くださいと思いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

早稲田大学マニフェスト研究所は、早稲田大学のプロジェクト研究所として2004年4月1日に北川正恭教授によって設立されております。主にマニフェストを中心に、その実行に必要な基盤を整備するための諸課題について学術的な研究を行っておられます。2004年、当時の、

現総務大臣であります増田寛也岩手県知事、埼玉県知事の上田清司氏、松沢成文神奈川県知事、西川一誠福井県知事、古川康佐賀県知事ら、首長マニフェストの第三者評価を全国に先駆けて行っております。ローカルマニフェスト推進首長連盟、ローカルマニフェスト推進ネットワークを結成され、全国紙、地方紙などと連携されまして、2008年、現在まで数多くの国会、自治体選挙の研究を行っていらっしゃいます。

2004年3月には21世紀分権時代における地方議会のあり方研修会を開催されております。そこにおいて、分権時代における地方議会のあり方についての検討を開始されておりまして、同年5月、全国500名からなるローカルマニフェスト推進地方議員連盟を結成されております。2006年からはマニフェスト大賞を創設されておりまして、現在まで3回開催されておりますが、約1,000件近い多くの事例を評価、研究されております。

そこで、本日御出席いただいております草間剛調査員について紹介をさせていただきます。2005年4月から11月まで岩手県江刺市議会江刺地産地消推進議員連盟コーディネーターを務められておりまして、江刺地産地消推進条例の議案提案に参画されております。2006年第1回大会から現在までマニフェスト大賞を担当されておりまして、2007年5月から神奈川県議会議長の委託で神奈川県議会改革を担当されております。同年11月からは、奥州市議会議会基本条例検討部会のアドバイザー、本年度は横浜市議会議長からの議会改革に関する調査研究委託、神奈川県民主党ロースクール講師等々、多数の議会会派に向けた講演、アドバイス等を行われております。本日の出席に当たりまして、先ほど委員長から資料の確認がございましたが、現状の議会基本条例の制定の動きについてということで、本日早速資料を御提供いただいております。

それでは、草間研究員のほうから自己紹介をよろしくお願いいたします。

草間研究員 皆様おはようございます。早稲田大学マニフェスト研究所の草間でございます。本日はこのような機会をいただきまして、まことにありがとうございました。研究機関の立場から、この議会基本条例、皆様がつくられる議会基本条例の調査研究を今日からやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

皆様に既にお配りさせていただきました議会基本条例の全国の動きなのですが、これは実は6月17日、18と書いてあるのですが、17日でございます、18日に、上に既に制定した議会というのが、須賀川市議会というところを合わせて18あるのですが、18日に福島県の会津若松市議会が制定しておりまして、6月議会にも福島県議会でもう既に議案が提案されておりますので、この6月議会に向けて、現在18議会ですね、その中の一つ、須賀川市議会はこれ議会基本条例という名前だけで、中身は議会基本条例のものではないのですが、それを合わせて、栗山町から始めますと17議会であるのが、この6月議会でもた多く増えるだろうという予測をしております。

流山市議会におかれましても、こちらの特別委員会で御議論いただいているようなのですが、この中の現在まで制定した17議会でやっていないことも既にございまして、皆様この御議論を広く市民の方に公開されておりまして、議事録も翌日、またその近日に、もう既にホームページにアップされているということは、これ17議会のどこもやっていないことをございまして、非常に開かれた議会基本条例づくりをされているということで、非常に画期的なことだと、今既に感じております。皆様がつくれる議会基本条例が、市民の皆様のために、また流山市の公益のために最大化になるようお手伝いさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

松野豊委員長 草間研究員、よろしくお願ひします。

その資料の中でごらんいただければと思いますが、右手の備考欄に、2008年6月からということで、現在制定中議会の一例ということで、上からずっと見ていただきますと、上から4番目の北海道議会が6月の議会検討協議会で年内の制定を合意であるとか、今月の6月ということに限って言えば、あとは川崎市議会、その2つ、3つ下ですか、2008年6月、分権時代にふさわしい議会のあり方検討プロジェクト（議会のあり方検討プロジェクト）を設置、2008年度中の制定を目指すでありますとか、あるいは今草間研究員のほうからございましたそのさらに3つ下、福島県議会が6月議会で上程をする予定であると。まだ福島県議会のほうは会期中のようでございますので、これから制定ということになるのかと思いますが、でありましたり、あとはずっと下におりていただくと、福島県会津若松市議会が議会制度検討委員会にて検討中で、この6月定例会で提案を上程をする予定というのと、あとそのさらに下、福岡県川崎町議会が2008年6月、議会基本条例特別委員会を設置という形で、続々と全国の市議会でこの議会基本条例制定の動きが出ているようです。

プロジェクトのほうの画面に出させていただきましたが、当市議会のほうとしては、6月23日に流山市議会基本条例制定に関する専門的調査を依頼する件についてということで、私が提出者となりまして、皆さんに御賛同いただいて発議をさせていただきましたということでございます。

御参考までになのですが、これ地方制度調査会で配付された資料から抜粋をしてきましたが、調べたのは総務省ですが、これ平成19年1月1日から12月31日までの状況ではございます。この専門的知見の活用というものが地方議会で、地方自治法の改正により平成18年から使用できるようになって、既にこの専門的知見を活用している自治体の状況でございます。都道府県議会ですと、この平成19年末、12月31日の時点でいきますと、静岡県、1自治体のみ活用しております。それから、市区町村でいきますと5団体ございまして、市が3市、それから特別区が目黒区が1つ、それから町が1つということで5団体、ちょっと内容については触れていませんが、この数だけ、地方制度調査会で配付された資料でございましたので、皆さ

んに共有をしておきます。特に配付はしませんけれども、北海道の栗山町議会と、それから水戸市議会、それから所沢市議会、目黒区議会、それから大阪ですね、八尾市議会、次いで、ただ今平成20年6月ですから、1月から5月までの間に、もしかするとほかの全国の自治体の議会が専門的知見を活用しているかもしれませんが、インターネット等で調べた限りはちょっと出てきませんので、今わかっている限りでは全国で7番目の活用になりますということです。

栗山町は少し前向きなというか、建設的な専門的知見の活用をしていますが、あとは静岡県、水戸市、所沢市、目黒区、八尾市等は、どちらかという、例えば目黒区ですと、皆さんも御記憶に新しいかもしれませんが、区議会議員さんたちがちょっと政務調査費の使い方に問題があったということでニュースにもなりましたけれども、その政務調査費の使い方に関する協議を、そういう事件を受けて協議をするときに、第三者というか、専門的知見の活用をしたというような形で、どちらかという何か問題が起こって、それに対して専門的知見を活用して、使用しているというケースが多いようです。いわゆる建設的な、これから開かれた議会をつくってほしいと、これから議会基本条例をつくってほしいという意味で、建設的に使用するの、市としては恐らく全国初になると思います。栗山町が、伺い聞いているのは、総合計画を議会で審議するというに際して、北海道大学だったかな、北海学園大学の神原先生を専門的知見としてお招きして、総合計画を町議会がチェックするためにはどういうところに気をつければいいのかという研究を始めていまして、その研究にこの専門的知見を活用したというふう聞いています。

以上でございます。（1）番についてはよろしいでしょうか。特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、よろしくお願ひします。

それから、（2）番、議会シンポジウム（案）についてです。これは、過去何度か、この特別委員会でもいろいろ皆さんからも御意見をちょうだいしまして、その都度、正副委員長と事務局のほうで毎回議論をしておりますが、前回の特別委員会後に行いました正副委員長と事務局の打ち合わせの中で新たに出てきたものとしましては、当日来場者にアンケートをとるとか、最後にでも来場者の方に御協力をお願いして、今日のシンポジウムがどうであったかとか、今後議会に何を期待するかとか、そういう項目をつくって、ちょっとアンケートを実施してはどうかというふうに思っております。これは、後ほど皆さんから御意見をちょうだいできればと思います。

それから、ずっと議論にはなっておりますが、参加者、パネラーをどうするかということであります。ちょっと一つずつやっていきたいと思うんですが、まず来場者にアンケートを実施するというにについてはいかがでしょうか。

田中委員。

田中人実委員 その前に、私が間違っているかもしれないけれども、前ね、今日ちょっと資料で、議会……これはあれか、議会だよりに載っているのか。これシンポジウムやるのはいいのですけれども、前に酒井委員からの提案で、キャッチフレーズを提出はしてあると思うのです。それ、とりまとめ、そのまま。

松野豊委員長 一回取りまとめをしたのですけれども、件数が余りまとまらなかったのも、もっと件数を集めましょうという話と、ちょっと済みません、私もさすがに記憶が、そこまでさかのぼると。ちょっと今議事録を確認します。

ちょっと議事録がありましたので、その部分を読み上げます。私の発言ですけれども、最後にキャッチフレーズなのですが、お手元にお配りしているように、全部で6案、6個出たのですね、案。6案なのですが、これはちょっと時間の関係もあるのですが、それだけではなくて、次回以降に持ち越したいと思います。といいますのは、キャッチフレーズを出すときというのは、たまたま私は以前の職が広告業界におりましたので、もっと案がいっぱいの、委員から出てくるかなと思ったら、6案しか出なかったというのが正直感じたところです。いわゆるプロの世界ですと、我々はプロではないので、プロに準ずる必要はないと思いますが、例えば、「そうだ、京都へ行こう」とか、タワーレコードの「ノーミュージック ノーライフ」とか、世の中にいろいろ出ているキャッチフレーズというのは、大体1,000個から2,000個案を出して、ぼんと出てきているのです。1,000個出せとは言いませんけれども、キャッチフレーズがいいということで前回盛り上がったわけですけれども、その割に候補が6個しか出ないのは寂しいなと。えりすぐったのかもしれませんが、なのでもうちょっと幅広いところから、これももしかすると、先ほど申し上げた目的をちゃんとはっきりさせてからでない、枝葉というか、先に手段にとられると間違うかなという気もしていますので、余り慌てずに、目的のところを次回以降は自由討議するということできればというふうに思います。この件よろしいでしょうかというふうになって、異議なしという感じになっています。

はい、田中委員。

田中人実委員 それ今ずっと委員長の意見で、我々も異議なしということだったんですが、やっぱりシンポジウムやるからには、その内容が一目でやっぱりインパクトがあるようなものを作るべきだし、その1,000も2,000もというのも一つの考え方でしょうけれども、この委員の中で、どれがいいか決めてやらないと、シンポジウムというだけではね。その提案なのですけれどもね。

松野豊委員長 そうしましたら、シンポジウムが10月4日なのですが……いつだ、これ。6月の、この原稿を議会だよりに出すのが、6月30日までに一応原稿出していただくことになっているので、後ほどやりますけれども、この原稿の件は。この原稿と一緒に、6月30日までに再度皆さんからキャッチフレーズ、この前いただいたのも含めて、再度1人できれば2つか

3つは、お出しいただいている方はさらにというか、候補をお出しただけならなというふう
に思いますので、そういった整理でよろしいでしょうか、整理としては。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、再度ちょっと戻らせていただきますが、当日の来場者のアンケートを
とるということについては。

乾委員。

乾紳一郎委員 私は、書いてくれる人が書いてくれれば良いと思うので、一人一人の参加者のど
ういう受けとめをしているのかということ参考にするためにも、アンケートを、中身をどう
するのかというのはありますけれども、アンケートはとったほうが良いと思います。

それから、ちょっと戻りますが、キャッチフレーズについては、当然そのキャッチフレーズ、
自治基本条例で「自治はじめます」というキャッチフレーズありますけれども、つくっていく
べきだと思うのですけれども、中身の議論を一定踏まえたほうが良いのかなというのが僕なん
かが思うところで、当然その後、シンポジウムをやるとき、それから原案をこういうふう
にまとめましたというときには、キャッチフレーズはないとまずいよなというふうには思
いますね。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 まず、アンケートは賛成ですけれども、そのほかに、せっかくそうそうたるメン
バーがパネリストとしてステージにおられるでしょう。その人たちに、質問とか注文とか要望
とか、それは参加者の中から書いていただいて、そこで答えてもらうというのもいいのでは
ないかと思います。アンケートのほかにですね。

それから、キャッチフレーズについては、私の名前が出ましたのでちょっと申し上げますと、
私あのか「議会が変われば行政が変わる」という、例えばということで、そういうキャッチ
フレーズを言ったわけですよ。それ別にこだわりませんけれども、そういうキャッチフレーズ
で、シンポジウムのときにパネリストの後ろに看板がぼっとあれば非常にいいのではないかと
いうのが田中さんの意見ですので、僕もそれでぐうっと違ってくると思いますので、ぜひとも
それまでに、この「議会が変われば行政が変わる」という私の案にはこだわりませんので、こ
ういうものを決めて、ぜひ掲示していただきたいなと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 アンケートに関しては、その前の段階で、シンポジウムの前の段階で、条例原案
のたたき台というのを出しますよね。これは当然シンポジウムやるときには提示しますよね。
ですから、その件も踏まえて、原案のたたき台及びシンポジウムの状況、どういうふう
に思っているか、そういうアンケートはとったほうが良いのではないかなと。特に市民との協
議がやはり限定されていますので、こういうものを有効に生かしてやっていく必要があるかな
という

ふうに思います。

それから、キャッチフレーズに関しては、6点しかないということなのですが、やはりキャッチフレーズは、議会基本条例をどうするのかという、一つの共通認識ですよね。そういうものがいいと思いますので、これはこれから本格的にやっていくわけですから、できればシンポジウムだけではなくて、言論の、言論に移ってきますよね、その前にある程度つくっておいたほうがいいのではないかなと。そのシンポジウム、キャッチフレーズがある程度的を射ていないと、ここら辺の問題もね。

それで、やはり議会というのは、先ほど開かれた議会と言いましたけれども、やはり市民に開かれた議会なのですよね。やっぱり議論、あるいは論点がしっかりと見えるようにするというのが議会なので、その点で議会基本条例つくっていくわけで、だからそこら辺の問題をやはり論議して決めたほうがいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私は、一番はこの議会基本条例を策定する段階において、まず議会が何をしようとしているのか、何を望んで活動していくのかというのが、市民に対して明確に出す必要があるのだと思うのです。そういった中で、4月のときの今キャッチフレーズの問題が出てきましたけれども、確かに6案しかなかったということはここに書かれているようでありますけれども、そのことにこだわらないで、キャッチフレーズというのはやっぱり何をするかという目的、例えば私自分のキャッチフレーズ、皆さんそれぞれ持っていますけれども、そのことが先ほど酒井さんがおっしゃったように、壇上にキャッチフレーズがあると、参加した市民がそこからヒント、こういうことだということで意見も出るし、あるいはアンケートに対する書きやすさ、あと意見の出しやすさというのもあわせて出てくると思うので、非常に大事ななというふうに思います。だから、キャッチフレーズは早いところ皆さんで協議しながら決めていったほうがいいのだろうというふうに考えます。

それと、アンケートですけれども、アンケートも必要だと思いますけれども、アンケートもこれ作成するとき、用紙を作成するときの問いですね。非常に重要だと思うのでその辺も、検討課題がたくさんあってあれですけれども、やっぱりきちっとしておかないといけない。認識を持っておくということですね。このように考えております。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 先ほどから出ていますが、やはりアンケートは内容次第だと思います。ただ、やらないよりやったほうがいいというふうに私は思います。ただ、アンケートというのは、非常に答えの見えにくいアンケートが多いのです。そうなってくるとやはり、それはわからないけれども、設定の仕方、本当にみんなで決めていけばいいと思います。

それから、先ほど出ましたが、質問の話とか出ましたが、これも大事なことだと思います。

ただ、事前にもらうということになってくると、整理する側も出てくると思いますので、私はシンポジウムの中で一定時間を設けて、今日のパネラーの話を聞いた中での質疑のほうで、話がより関連して出てくるのではないかと思いますので、それはやっぱりやるべきだと思います。

それから、キャッチフレーズについては、非常に押しつけがましい、自己中心的なキャッチフレーズが世の中はらんしていますので、そういうのはもう飽き飽きしていますから、だれが見てもさわやかなキャッチフレーズをつくるべきだと思います。それには余り直接的なキャッチフレーズはよくないと私は思います。ですから、その辺は目的とキャッチフレーズとのいわゆる区別をきちんと考えないといけない。ただ、だからキャッチフレーズ、今6点出ているそうですけれども、それにこだわらず、皆さんもう少し出していただくと。ただ、どれにするか決めるときが一番難しいのではないかなと思います。

以上です。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 今キャッチフレーズの課題、これから何点か出ても、今投票と言ったけれども、恐らく議員同士で一本化するの難しいと。そこで、議会基本条例というのは、つくる目的は、議員サイドから見て、市民に情報公開ということでしょう。反面、その議員だけの意識の、意見の集約で、本当に市民の方から見たときに議会は改革しているのかどうかというのは、こちらの思いだけで、一方通行になる恐れがあるのです。だから、今思ったのですけれども、キャッチフレーズも、フレーズも、公募をかけて、今もうホームページに載せているわけだから、市民の側からのキャッチフレーズもいただいて、そこから選んだほうがかえっていいのではないですか。議員が出したやつを自分で選ぶと……いいですよ。そのとっかかりが一番何でも大事だと思うので、そうすれば、委員長が言った1,000、2,000は来ないかもしれないけれども、数十件案が出てくるのではないかと思います。そのほうが選びやすいでしょう。どうですかね。

松野豊委員長 では、ちょっと整理しますね。今いろいろ意見が出ているので、ちょっと整理だけ一回させてください。一回整理した上でまた御意見を伺いますが、まず来場者アンケート、アンケートから先に整理します。アンケートはやるということで構わないですね、これは。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、異議なしということで、ありがとうございました。

ただ、アンケートについては、まず一つは、このアンケート用紙を作成する際に項目等の検討はこの特別委員会で事前にと。つまり、ですからこれは正副委員長と事務局と、あと早稲田大学のマニフェスト研究所の草間研究員にもアドバイスをいただいて、アンケートのたたき台をつくりたい。それで、ちょっと次回でお示しは難しいかもしれませんが、いずれにしてもたたき台をつくって、皆さんにお示しをします。

もう一つは、アンケートの件は、先ほど戸部委員から出たのですが、そのたたき台がある程度でき上がってきても、たたき台、この年間スケジュールでいくと、9月4日前後に条例案のたたき台が出て、10月4日にシンポジウムですから、たたき台ができてからシンポジウムまで1カ月間あるわけですね。ですから、アンケートのたたき台の作成は9月の初旬でいいのかなというふうに思っています、時系列的には。で、9月議会中なのですが、9月開会中ではありませんが、どこかでちょっと特別委員会を一度実施させていただいて、そこでたたき台をお示しをして、皆さんの御意見をいただく、あるいは8月の末ぐらい、20日前後ぐらいですかね、にあらかじめたたき台を作成しておいて、皆さんにお配りを事前にしておいて、9月の会期中に特別委員会をちょこっと開催して、御意見をいただくというような形のスケジュールというか、感覚でよろしいでしょうか。まずアンケートの件です。そういうような整理でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それから、当日の質問シートについては、酒井委員のほうからございましたが、伊藤委員からも御意見ありましたが、多分若干誤解があるかもしれませんが、この質問シートというのはよくパネルディスカッションで使うのですが、当日の資料に入れておくのですね。で、何か質問、ちょっとそのレイアウトが、たまたま僕持っているのですけれども、このパソコンに入っていないので、ちょっとお見せできたらよかったのですが、質問シートとでかく書いてあって、質問したい人というふうに書いてあるわけです。で、パネラーのうちの例えば北川先生に質問とか、あるいは例えば馬場議長に質問とか、質問する相手を来場者の人が書いて、ここにフリーハンドで大体メモでこういう質問がありますみたいなものを、用紙をあらかじめ配っておく。当日に配っておく。で、休憩時間を間に入れて、その休憩時間中に回収するのですね。質問シート回収ボックスという感じで、スタッフが当日会場を回って回収をします。で、バックヤードでスタッフが、そのだれの質問かというのを全部分けるのです、もらった質問シートを。では、馬場議長の質問はシートはこれだけ、北川先生のシートはこれだと分けて、ディスカッション再開したときに、その講師の人たちに、パネラーの人たちにそのシートをどばっと渡すのです、まとめて。で、そのパネラーの人が全部は答えられませんから、時間の制約があるので、その自分あてに来た質問シートの中でその場で幾つかさばいて、ピックアップしてお答えをいただくというようなオペレーションになると思いますので、そんなに問題はないかなという気はしますので、特に質問シートも作成をする、これ当日のオペレーションになりますが、質問シートも作成するというところで、今日の段階では御了承いただければと思います。

それから、キャッチフレーズです。キャッチフレーズは、今公募してもいいのではないかなという御意見もいただきましたし、皆さんキャッチフレーズはやったほうが良いということなので、再度ちょっと整理というか、しますが、まずは6月30日にこの議会報の原稿の締め切

りて原稿いただきますが、そのときに1人、強制はできませんけれども、最低でも2つか3つは、1人会派でまとめるとかいうことではなくて、1人2つから3つは改めて委員さんに御提出をいただきたいなと思います。

それから、公募もかけるという方向でよろしいでしょうか。公募をかけるということになると、ちょっと段取りを決めないといけないのですが、議会報に入れられるスペースあるっけ。1ページの中であれば入れられる。では、ちょっとこれ、公募するということについてはよろしいですか。公募かけるということ。

乾委員。

乾紳一郎委員 公募をかけることには異議はありません。ただ、現状の今の議会と市民との距離を考えると、かなりそれは覚悟しないといけないのかなという、そういう思いはあります。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 キャッチフレーズなのですけども、私はこの前2つ出しているのです。だから、それも入れていいのですよね。2つ以上。いや、全部消されてしまう。

それから、先ほど乾さんからありましたように、市民の方わかっていないと思うのですよね。議会というのはどういうあれなのかね。だから、キャッチフレーズの公募をするとき、こちらの特別委員会ではこういうものが出ていますけれども、案として出ていますけれども、そのほかに皆さんからも御自由という形でやっていかないと、なかなか出てこないのではないかなというふうに思うのですよね。これ間に合うと思いますよ。そこら辺でやって、かなり厳しいあれも出てくると思うのだけれども、それも含めて検討したほうがいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 これは本当の私の考え方ですけども、この議会の基本条例は、議会は何をするのだと、一人一人流山市議会は何を考えているのだということを市民にわかるようにしていくということが非常に今求められているし、大事なのだと思うのです。そういった中で、議会が自発的にこういうキャッチフレーズでやっていきたいのだという思いを市民に知らせて、その上で、公募をするというよりも、いろいろ考えている方、市民もいると思うのです。御批判もあるだろうし、同じキャッチフレーズ何個あってもね。そこで、やっぱり市民全体に公募というと、余りにもいろんなものが出てきて、あるいは求める市民が今度は逆に求めてくるのだと思うのです。それも十分必要なことは必要だけれども、やはり現在の議会改革の中でのこの問題について、私たちはこういうふうに取り組んでいきたいのだということ、自治基本条例も前段に置きながら、議会基本条例がやっていくということの中で、やっぱり今市民大事だけれども、議会も大事なのだと。議会制民主主義を守ってしっかりと、もう議会要らなくなってしまうような、今雰囲気もなきにしもあらずという中で、こうしていきますよという姿勢をキャ

ッチフレーズ的に出して、その中で御意見を、先ほど言ったようにいただくほうがいいのかなというふうに私は思います。

松野豊委員長 ちょっと新しい御意見いただいたので整理しますが、確かにもともと今田中委員から出たのは、先ほど議員だけで案を出して、議員の中、委員の中で投票するとどうせ決まらないだろうから公募したほうがいいだろうということで、きっかけとしては田中委員から御提案をいただいたわけですが、確かに今度は高橋委員のほうからは、キャッチフレーズそのものを公募するというよりも、委員から出たキャッチフレーズ案を議会報なり、あるいはホームページ上で、いわゆる市民の方々に公表して、その中で、市民の方にキャッチフレーズ案というよりも、その案はこちらでお示して、市民の方に投票というか、選んでいただくという方法のほうがよろしいのではないかというお話。

田中委員。

田中人実委員 さっきの、今私の発言なぞった、その真意をわかってもらう、なぜ公募をかけるかと。言葉の言い方で、そういう意味で戸部さんも言われたとは思わないのだけれども、市民は議会のことをわからないと。その物の言いように、議会、議員のほうが市民より上だという意識があるのです。今何でさまざまな権威が失われているかということ、情報化社会になる前は、その分野分野の権威のある人は、その分野の情報を握っていたわけですが、集中して。それを公開しないから、市民の人は情報を共有できないから、ああ、あの人は情報を持っていて、偉いのだなと、そういう社会だった、今までは。ところが、今情報化社会になって、情報を共有するということが、同時に権威が失われていく時代なのです。その失われては嫌だという意識が議会とか議員にあったらだめなのです。自治基本条例も、議会基本条例も。だから、市民から公募すると、とんでもないテーマが来るかもしれない。それでいいのです。それでいいの。乾さん、まさにそうです。それが本質なのだから、今の地方分権時代の。だから、堂々とその批判を受けて、誤解を解いていけばいいのだよ。そうではないと。襟を正しくやっているのですよと。それが市民と議員との、議会との分権で言われた議論ですよ。行政は市民と議論しなければいけない、議会は市民と議論しなければいけないというのが分権のまさにあれでしょう、趣旨でしょう。そういう意味では、そうしたほうが私はいいのではないかなと、そういう意見です。

松野豊委員長 わかりました。ちょっと待ってください。すごい非常に大事なところなので、フリーディスカッション、時間の許す限りしたいと思いますが、一つちょっと、逆に済みません、それは今田中委員の御意見としてはわかったのですが、では仮に公募がぼっと来て、選ぶ場合、これは後で議論すればいいかもしれませんが、選出方法はどうされますか、市民から来た場合に。

田中人実委員 それぞれの委員の考え方あるでしょう。こんな意見はとんでもないと言う委員も

いるだろうし、いいのではないの、これだと、市民の方の素直な議会に対する意見なのだから。
松野豊委員長 ちょっとフリーディスカッションでやります。

戸部委員。

戸部源房委員 私が言ったのは、もうちょっと整理したほうがいいと思うのだよな。今回これが出るわけでしょう。各議員から、どういう形でやりたいというね。これの問題と、キャッチフレーズね、自分で思っていることとキャッチフレーズがある程度一致していかなければいけない。それがどういう、市民に対してどういうふうな、どういうふうに市民が理解するか、そのことを考えてキャッチフレーズで出してくればいい。それを、我々が集まった時点で、それを討議して、また決定していけばいいわけでしょう。簡単なことではないの。

松野豊委員長 ちょっと待って。それ議論が拡散するので、ちょっと。

田中委員。

田中人実委員 だから、いろんな方法がありますよ。キャッチフレーズは、議員の責任において委員が話し合っ、統一のものに決めるというのがあります。そうして、市民からいろんな公募で来るでしょう。その市民の意見をサブタイトルに入れてあげればいいではないですか。いろんな方法があると思うのです。ただ、市民の意見は、それは何かしらキャッチフレーズに反映できるようにしてもらったほうが市民の方もいいのではないかなと、そういうふうに思うのですよね。

松野豊委員長 ちょっと待って。伊藤委員、ちょっとフリーディスカッション。

伊藤實委員 高橋委員の発言の後で、話がちょっと迷走しているから、ちょっと、いい。では、言わせてください。市民公募ということは、特定のものを、初めにこういうものがありますけれども、皆さんほかにどうですかという考え方でなくて、キャッチフレーズを公募することは、議会がこういうことをやろうとしているということのPR方法の一つなのです。キャッチフレーズを募集して、その中から出たものの中から必ず選ばなくてはならないという理屈はないのですよ。ただ、そういうことをすることによって、市民の意識が、関心がこっち向いてくれることが大事なのですよね。だから、例えば議会報で公募するのもしかり、いいですよ。だけど、どっちかという広報ながれやまを使ったほうが話は早いと思うのです。回数も出ているし、2回ぐらい連ちゃんて広報にも載せると。議会は、今こういうことをしようとしていると。これについて、今キャッチフレーズを公募しますと、そういうふうな関係からいったほうが仕事は広がりやすいではないかと。議会報は年4回しか出していませんからと私は思います。それで、出てきたものが、多分すばらしいのが出てくると思うのです。それを選ぶのは、この委員会でやってもいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっとこの議論だけで長くやるのもあれなのですけれども、私は現状ではかなり厳しいだろうとは思いますが、田中さんが言ったようにやっぱり公募をして、それで議会というのは市民のいろんな声を寄せられて、それを行政でただすとかということはやっているけれども、議会からいろんな発信をするということは少ないですね。そういう意味で言えば、これがこういう呼びかけがされているということ自体は、今後のいろんな、例えば議会報だとか、そういうものにつながっていくと思うので、実態としてどれくらい集まるかとか、あとはかなり厳しいものが出るかというのは、それはもう現実として受けとめながら公募していくという姿勢がいいのではないかなというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 一番最初に、私が議会基本条例の構成要素とか、あるいはキャッチフレーズで言われたときに、議会基本条例作成の意義ということを私はとらえてやったのです。その上に沿って、キャッチフレーズを2点選んだと。ですから、先ほど言ったように、テーマをそういうふうに、目的ね、目的をきちっと出して、それでキャッチフレーズを2つ以上ですよ、出してくれということになっているのだから、だからそういうことを出して、公募をすればいいのではないかと。そうすると、ある程度議会基本条例に参加している特別委員は、どういうテーマで望んでいるな、どういうキャッチフレーズを持っているなど、ある程度理解できる。その上に沿って、市民からそういう資料に基づいて、公募してもらおうとか、あるいは独自の意見を言ってもらおうとか、そういう形でいいのではないかなというふうに、私はこういうふうに書いているのです。ちょっと足りなかったけれども、一番最初に言ったのだけれども、ちょっとまた逆戻りしてしまっているんで、そういうふうに考えます。

松野豊委員長 田中委員。

田中美恵子委員 いろいろお話ししているのですけれども、この公募をして、これ紙面に出したりするのも一つなのですけれども、紙面ですとスペースが限られていますし、今インターネットの時代なので、そのインターネットでぱっと出してしまって、それでそうすると、1,000件でも何件でもいっぱい入ってきますから。それから、市民の人たちがそこから見て、ネットでこういうのがいいとかという、そういうのを出して拾っていてもいいのではないかと思うのです。

それから、あとはやっぱり市民の人にわかりやすいようなこの議会基本条例というものを、それもネットで易しく書いていただけたらわかると思うのです。

松野豊委員長 ちょっと整理をさせていただきます。いや、大体イメージできました。まず、公募するかしないかは、公募すると。皆さんの見解として。公募をします。

で、段取りとしては、これは案ですよ、整理しますけれども、案ですけれども、6月30日の議会だよりのショートコメントの原稿締め切りと一緒に、キャッチフレーズ案も、それは皆

さんの案を最低3案ぐらい、3案以上は出していただきたいと。これは今事務局に、今お配り、もう既に原稿用紙お配りしてしまいましたが、その下にキャッチフレーズ案という項目を入れたものを、今裏でつくってもらっていますので、あとで配付し直します。これを6月30日に、要するに議員さんというか、皆さん、委員さんに、議員が原稿締め切りと一緒に提出すると。で、提出をします。で、8月15日に全戸配布されます議会だよりの中で、まず議会基本条例の目的、議会基本条例をなぜつくるのかとか、議会基本条例特別委員会というのができたということと、なぜそういうのをつくったかというのを、ちょっと目的も含めて議会だよりでちゃんと押さえます。それはちょっと後ほど、アジェンダに入っているのですが、現行案で、もうちょっと中身は議論しますが。

で、ここで議会だよりで目的を押さえつつ、キャッチフレーズ案を公募しますと。ちなみに委員から、我々議員から出ている案はこんな案ですよというものを、つまり6月30日に皆さんからいただいたものをそのまま羅列します、欄に。で、ちょっと一応案なので、またその後御意見いただければいい。で、羅列をしておきながら、でも市民の方にも議会がこうあってほしいとか、こういうキャッチフレーズでいいのではないかというのを、公募はかけます。市民の方にも御意見を募集します。で、8月15日に発行ですから、どれぐらいが適当なのだろう、1カ月ぐらいですか、9月の。でも、そうすると間に合わないのだ。8月15日ですから、9月4日に原案のたたき台を出しますから、そうすると1週間ぐらいしか公募できないのですね。もし議会だよりで応募する、公募をかけるとしたら、ちょっと現実的に無理があるかもしれません。1週間だけで。で、あとはだから方法論としては、ネットで、ウェブサイトですぐ募集をかけるかですけれども、ちょっと議会だよりでやるということ、議会だよりか、もしくはウェブサイトです。ウェブサイトで募集するにしても、その後上がってきたものを皆さんに御提示、自分たちが提案した案も含めて、市民からの公募も含めて、どの案にするかというのをこの委員会で協議をしなければいけませんので、8月の益明けには、一度議会基本条例特別委員会を開催をして、8月末には決定するという段取りでいかないといけませんので、そんな段取りかなと思いますが、何か御意見があれば。ちょっと議会だよりは厳しいかもしれませんが、公募するのは。

乾委員。

乾紳一郎委員 今広報ながれやまというのが出たので、それも一つかなと思いますけれども、僕はやっぱり議会だよりに特別委員会のことが1ページ使って紹介され、説明されますよね。それがやっぱりキャッチフレーズつくるにしても一つの参考になるのだろうと思うので、何というかな、変な2段階で申しわけないのだけれども、原案発表するときには、もう仮キャッチみたいな形で、それで来年の3月議会、要するに施行する段階で、その公募も含めて、改めてどういうキャッチでやるかという、そういう2段階で考えてもいいのかなという。あるいはシン

ポジウムまでに決めるとか、そういうのもいいのかなというふうに思います。

松野豊委員長 では、藤井副委員長。

藤井俊行委員 今乾委員がシンポジウムまでに決めるという意見が出た後に言うのは大変恐縮な
のですけれども、今乾さんが言っていた議会報を使ってやるということが非常に意義がある、
いろいろと詳細にかかわって記載されておりますので、それを見た市民の方がやっぱり参考に
するというのは同じ意見です。で、それで集まったものと議員からの提案のものを、シンポジ
ウムのときにすべて来場した300名近い方たちに見ていただいて投票していただくという、そ
ういうものもいいのかなと。で、その後の意見交換会からはキャッチコピーが出るというよう
なことがいいのかなと思います。

松野豊委員長 建設的ないろんなアイデアが出てくるわけですが、ではちょっと細かいと
ころになるとなかなか、皆さんいいアイデアだと思うのですが、なかなかまとまりづら
いので、正副委員長で御一任いただくということでもいいですか、細かいところは。だから、大
枠はこれで確認させていただいておいて、キャッチフレーズは、議会だよりの8月15日に出
るということのスケジュールであるとか、先ほど乾さんからもありましたが、要するに広報な
がれやまでやったり、ウェブサイトでやったりしたとしても、要はキャッチフレーズ自体は一
応10月4日にシンポジウムまでに当面決めるという、決定するというで御理解いただく、
御了承いただくということによろしいですか。スケジュールとしては。

田中委員。

田中人実委員 それで、せっかく草間研究員さんが専門的知見でこれからかかわっていただけ
るので、その辺もちょっとお知恵を拝借しながらまとめていただければ。みんなそのいろ
んな意見が出るということは、活発な議論がされているという証拠なので、ただスケジュール
に沿って、どこかどこかでまとめ上げてはいかなければいけないので、その辺ちょっと要望し
たいと思います。

松野豊委員長 田中美恵子委員。

田中美恵子委員 議会報の中で一応説明がありますから、市民の方は理解しますよね。それで、
あとはキャッチフレーズの、それを今度各公民館とか福祉会館に回収箱を置いておいて、そこ
へ皆さん来る人は、その中に自分のあれを書いて入れていくと、また随分違っていくのではな
いかと思いますけれども。

松野豊委員長 いろんな本当にさまざまなアイデアをいただきまして、ありがとうございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ちょっと待ってください。アイデアとしてはいただいておいて……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 わかっています。アイデアとしてはいただいておいて、とにかく先ほどいただき

ましたように、正副委員長の御一任を皆さんからいただきましたので、その中で草間研究員のアドバイスもいただきながら、事務局も含めて、最終的な細かい詳細な部分は御一任をください。でないと、何か皆さんどんどんアイデアが出てきて、まとまりそうにないので。

酒井委員。

酒井睦夫委員 もうお任せしますけれども、2点だけ私の要望を出しておきます。1つは、やはりキャッチフレーズというのは、シンポジウムのときの看板でどうしても出してほしいと。それに間に合うようにやってほしいというのが一つね。もう一つは、広報ながれやま云々の話が出ていますけれども、これはやはり議会のプライドとして、議会だよりだけでやったほうがいい。

〔何事か呼ぶ者あり〕

酒井睦夫委員 それで、あとは田中さん言われたように、ウェブで公募すると結構反応あると思いますので、私は議会だよりと、ホームページでいいと思います。この2つ、要望しておきます。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 それと、今委員長、発言の中で、そのことについては草間研究員と、事務局も含めてとおっしゃいましたけれども、何のための専門的知見なんだかわからないので、そういう事務作業は、もし発生するとしても、補佐的なものでやってもらわないと、事務局があっぴあっぴしていますので、よろしくをお願いします。

松野豊委員長 済みません。では、言葉舌足らずだったかもしれませんが、例えばウェブサイトに出すとか、そういうことの事務量は発生するわけですよ、議会事務局で。そういう意味での事務局という意味ですので、御理解をいただければと思います。

それでは、この件はよろしいですか。この件というのは、まだちょっと（2）番、パネラーのこのあれがありますけれども、よろしいですか、このキャッチフレーズ案は。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

それと、一応そのパネリストということで、現状北川先生、井崎市長、馬場議長。馬場議長は御出席というか、傍聴もいただいているので、お聞きいただいておりますが、井崎市長に関しては、まだ御本人の御意向とかスケジュール、スケジュールは秘書課に確認はしていますが、御意向を、パネラーとしての御意向というのは正式にはお伺いしていませんけれども、それとその他、以下候補者より1名ということで、当日のコーディネートというか、司会は私松野がやればいいのかという御意見であるとか、あるいはちょっとこれも前回の特別委員会が終わった後の事務局と正副委員長との協議の中で少し案が出てきたのですが、実務という意味では、自治基本条例も石原副市長がされていますので、石原副市長というのも候補としてあ

るかなと。

それから、前回皆さんの中でもまた御議論いただいた、その市民の方というのをいれると。これ、ただこれも市民を入れるという方向で、正副委員長と事務局でいろいろ議論したのですが、ではその市民をどういう形で持ってくるのかというのが、重要です。市民協議会の委員の方から、こちらから指名してお願いするのか、あるいは議会をよく傍聴されている方からお願いするのか、あるいは議員経験者ですね、今は議員ではないけれども、議員経験者であれば議会のことを少なからず、最低4年は中にいたわけですから、議会のことを多少理解しているということで議員経験者、OB、OGという意味ですね。と、あとは単純に公募というのを、いろいろ協議はしましたが、これだという、ちょっと決め手には至らなかったです、正副委員長と事務局のほうでは。市民をどこからというのもそうなのがです、パネラーもそろそろ確定をしていきたいなと思っていますが、御意見を皆さんからいただければと思います。

では、戸部委員。

戸部源房委員 参加者なのですけれども、やっぱり参加者の場合は、それなりに携わっている人、あるいは関連のものをやっている人、関連のというのは、議会基本条例プラス自治基本条例とか、そういう人がいいのではないかとということで、できたら井崎市長の場合はあいさつしてもらって、これは流山市のことですから、流山市の長ですからね、これはあいさつしてもらって、石原副市長あたりがいいのではないかなと。自治基本条例直接やっていますからね。それとの比較ということで。それから、これの司会は私は松野君にやってもらいたいと。松野委員長にね。

それから、市民のほうなのですが、市民のほうは今の段階では呼ぶ必要はないと。シンポジウムは、ある程度議会基本条例、自治基本条例も含めて、議会、行政をどうするか、そういうよく知っている人にやってもらったほうがいいのではないかと。その後は、市民のほうは個別にあるわけですから、今回もシンポジウムでは質問してもらおうと。あるいは疑問点はどんどん質問してもらおうということがございますし、また南部、東部、それから北部、中部ということで、その後分科会あるわけですよ。そういう意味では、市民のほうは特に選ぶ必要はないと、そういうふうに私は考えます。シンポジウムですから、ある程度わかっている人で、それでそれをさらに、たたき台をさらに押し上げるような形で持っていただければというふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 パネラーという言い方とパネリストという言い方は、どっちが正しいのか、後で教えてください。

〔「両方正しいです」と呼ぶ者あり〕

酒井睦夫委員 両方正しいのですか。そうですか、わかりました。

で、パネリストの選び方として、私はここに候補者として松野委員長、石原副市長とずっと書いてありますけれども、2人は要らないということです。行政から市長または副市長ということで、2人ということはある得ないと。それから、馬場議長と松野さんの2人は、パネラーとしては要らないということね。だから、パネラーとして議長で、司会ならいいです。それをちょっと配慮していただきたい。

それから、行政の代表と議会の代表と、それから専門家の北川先生と、そこに市民の代表がないというのは、絶対これはもう不可欠。市民の代表は絶対入れてほしいというふうに思います。市民がここに来て、300人の人が見て、市民の代表がないというので、自分たちだけでやっているのかという印象を与えますので、それは入れてほしいと。それが私の意見です。

松野豊委員長 市民入れるか入れないかは、ちょっとまた後で議論したいと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 私も委員長がコーディネートをするのか一番いいのかなというふうに思います。

行政なのですけれども、市長があいさつで、パネリストとして副市長というのは、ちょっとやっぱり変だよ。やっぱりパネリストとして市長に、議会のほうは議長が出ているのだから、行政のほうも市長が、長が出るべきだというふうに私は思います。

あと、市民について、私も市民は入れるべきだと思いますし、自治基本条例の議論の中でも、議会の問題について書き込まれませんでしたけれども、今の素案にはほとんど書き込まれませんでしたけれども、そこは一定の議論をしているのと、全く議会のことで議論していないとか、研究していないということではないので、市民協議会の方で、傍聴もされていますから、率直な意見をもらってもいいのではないかと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 この議会基本条例に対する考え方というのが、私も何度か会議を重ねるうちに、変わってくるのはしょうがないと思うのです。いろいろ勉強したりなんかしてね。それで、今思うのは、そのパネリストに、今日もお越しいただいていますけれども、市民協議会の代表を入れたほうが、入っていただいたほうが、私はいろんな意味で行政と、それから議会と、市民の代表という形でトライアングルがきちっとできて、いいのではないかと。要するに、議論が沸騰するかどうかはわからないにしても、いつか避けて通れない道だと思うので、このシンポジウムをそういう象徴的なシンポジウムにしたほうが、後々の議論がスムーズに行くのではないかとこのように思います。

松野豊委員長 では、市民入れるか入れないかの議論になってしまいますが、後でしますと言ったのですが、どうぞ御自由に。

戸部委員。

戸部源房委員 自治基本条例では、実際問題、今度代表者会議やって、議会としてどうするのか

と。それで将来的に、これは行政と市民協議会と話し合っ、ある程度結論出すという、今そういう段階ですよ。それで、議会基本条例は議会が中心となってやるわけです。それで、シンポジウムの場合は、これはたたき台で出て、それを高めるためにやるわけだよ、宣伝も含めて。だから、私は入れないほうがいと。それで、その後ですよ、東部、南部、北部、中部ですよ、これがあるわけですから、自治基本条例の問題と議会基本条例の問題、混同してこういうふうにやっていってしまおうと、ごちゃごちゃになってしまおうと。だから、私ははっきりと整理して、市民協議会の方は、当然そちらのほうの自治基本条例のほうの、議会であたたき台が出るのか、理念条例として、あるいは出された修正案に対して訂正を求めるのか、そういう形でやっておくわけだから、私はこちら辺ははっきりしたほうがいと。それで、今の段階では、そういう整理をしたほうがいと。

それで、私は市民というのだったら、シンポジウムを機会に、南部、東部、北部でやるわけだから、その中で市民のあれをきちんと聞いて持っていったほうがいとではないかと、そういうふうにするのだよ。私はもっと議会は議会として、もうちょっと議会基本条例の基本的な部分をもっと高めていったほうがいと。

松野豊委員長 田中委員。

田中人実委員 私は全く反対の考え。いとのですよ、そういうための委員会なのだから。要するに、なぜそう言うかという、自治基本条例は形として、もう市民協議会の手を離れてしまって、執行部が調整をして、これから議会に流れて、また再度調整されるわけですよ。で、市民協議会の人たちは、その思いはどうあれ、それは議員がどう判断するか別で、市民協議会の人たちの思いは、もう先行きがどうなるのか見きわめたいと思っているわけ。だけど、言葉は悪いけれども、どうももうすることができないので、この議会基本条例のシンポジウムでそういう思いは言うのではなくて、そういうことを言っているのではないの、私は。本当に、議会に最終的には自治基本条例が預けられるのだけれども、そのゆだねられる議会というのが、どういう議会基本条例の中で議論をしているのかという、そこにやっぱり出席していただいて、その紳士的な見解を述べていただければ一番いとと思う。それをやらないと、戸部さんが言っている各地域で市民なんて言ったって来ませんよ、恐らく。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 来ない、来ない。これは絶対来ない。だから、いかにこのシンポジウムが市民の関心を寄せることにしなければならないかが、もう成功の成否のかぎを握っているわけ。だから、酒井さんが言った看板だって、キャッチフレーズだって、それからインターネット公募だって、全部それにつながるわけ。それで、その市民を寄せつけないというような態度自体が権威主義なのです、それは。議員のほうがいのだ、議会のほうがいのだと。そうだと思います、私は。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ちょっと待ってください。次、乾さんだったので、乾さんにいきませんが、熱く議論していただくのはいいのですけれども、この前も出たように、品位を大事にしましょうという話ですから、朝まで生テレビみたいになっていますから、そういう批判とかは抜きで、熱くは議論していいと思いますが、そういうあおるような議論ではなくて、大人の議論でお願いします。

乾委員。

乾紳一郎委員 今日は田中さんと共闘を組むことが多そうですね、珍しくというか。私も、さっきは要するに市民協議会の中で、議会はどうかという議論を、市民的に議論を、一定の蓄積をしているのですよね。やっぱりそれは、私たちの議会での、議会はどうかという議論に、それはその中で、活かしていけるものは活かしていくのがやっぱり筋だと思うのです。その議会が、あるいは行政がやっていることだということでそこで峻別して、それでやるのではなくて、そこはすごくやっぱり熱心にやられてきたし、今回もその特別委員会ずっと傍聴されているし、だからそこは率直にそういう方の、今まとまった議会で議論をして、そして議会に対して認識を持っているグループというのはそんなにいないから、その意見をやっぱり、ただ基本条例のシンポジウムでも、わいわい、いいのができました、よかったよかったとやったってしょうがないのだから、率直な意見を出していただくという点で、これは必要だと思う。

それと、戸部さんが議会の責任でと言うけれども、でもやっぱりこういうシンポジウム含めて、排除の論理はとらないほうがいいと思う。そう思います。

松野豊委員長 整理します。今議論しているのは、シンポジウムでのパネラーで、市民の代表者とか、市民の方を、市民の代表と言うとちょっとまた誤解があるので、市民の方を1名パネラーとしてお招きして、入っていただくかいただかないかということを議論しています。その市民がだれかということについてはちょっと置いておいてください。というのは、今の議論の流れで、今たまたま御本人もいらっしゃいますけれども、江川さんがいいのではないかと、一委員から御意見として、それは以前にも出ていますが、出ているので、ちょっと議論が若干自治基本条例と議会基本条例云々とか、そっちにまでちょっと広がってしまっているので、今議論したいのは、要するにシンポジウムにパネラーとして市民の方に1名御参加いただくかどうか絞っていただきたいと思います。この議会シンポジウムは、あくまでも議会基本条例を策定しましたよと。市民の皆さん、御意見聞きましょうというシンポジウムですから、市民の方がもしパネラーに入ったとしても、自治基本条例がどうのこうのという話、これは関連で出てくるのは構わないと思いますが、むしろこのパネラーで、参加いただく市民の方については、市民の目から見て議会はこういうふうに映っていますよとか、あるいは市民の目から見て、議

会はもうちょっとこういうふうにやってもらうと市民も理解が進むと思いますとか、あるいは市民の目から見たら、議員さんよくやっていると思いますとか、そういうことの議論に当日はなると思いますので、それを踏まえた上で、パネラーに市民の方を1人入っていただくかどうかという議論を進めていかないと、自治基本条例、議会基本条例とかになるとまたちょっと議論が拡散しますので、済みませんが、その辺踏まえてということをお願いします。

戸部委員。

戸部源房委員 自治基本条例の問題ね。先ほど……

〔何事か呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 いや、ちゃんと。誤解がある。行政と打ち合わせてあれをつくるという形もあるけれども、これから協議するべきことは、自治基本条例というのは、市民と行政と議会がある程度議論を深めてやるということですから、これを、これで終わったということではないと思いますよね、私は言っているのはね、先ほど言ったように。それから、そういう意味では、私は市民協議会の方は今回遠慮してもらったほうがいいのではないかという意味です。

〔「パネラーとして」と呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 パネラーとして、市民を呼ぶということはいいですよ。

〔「呼ぶというのはパネラーとして」と呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 いや、私は、パネラーとして適当な人がいるかどうかというのは難しいと思いますよ。

〔「呼ぶことについては反対ではない」と呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 反対ではない。

〔「だから、その市民協議会の方だとちょっと」と

呼ぶ

者あり〕

戸部源房委員 そちら辺は、私は自治基本条例の問題でやっているのだから、それで議会のほうで、今度は代表者会議をやって、どういうふうにやっていくかということは決めるわけだから、それで理念条例にするのか、あるいは修正案を出してね。行政だけということではないと思うのだよね。また市民のP Iの方とも話し合っただろうかと、そういうことも議論になってくるだろうと。だから、そういう意味では、私はそちらのほうに集中してもらったほうがいいのではないかなと。

それで私は、第1回目のシンポジウムですから、市民をどうしてもということでしたら、やはり適当な人間を見つけるということも最悪だと思うのだけれども、実際問題私が見ている段階ではそういう人はいないだろうと、今。だから、そういう意味では、シンポジウムはきちんとした専門家がたたき台をもとに、流山市の議会基本条例はどうするのかと、こら辺をき

ちんとパネルディスカッションをやって、市民の方にわかってもらう。それをもとに意見交換会が細かにやられるわけだから、私はそれでいいだろうというふうに思います。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 議会シンポジウムの場所に市民参加をということで、だれは別として、私はあ
あいうシンポジウムやる場合は、立場の違った見方、考え方というのが必要であって、もちろ
んテーマ、あるいはリーダー、あるいはコンサルタントとかの意見はいただいた後、各種の分
野での意見があったほうがいいという立場で、またそのほうがシンポジウムという形、形を言
っては失礼かもしれないけれども、市の側の分野、あるいは市民の側、あとそれを一生懸命考
えている人たちとか、議会の側ということになるかと思えますけれども、そういう意味から
して、市民の参加は、形上もすべて、私は今議会基本条例を作成するに当たって、市民の声を
代弁している私たちではあるけれども、市民の声を聞いていきたいと思いますという立場からして、
市民参加は必要だと思います。

ただ、戸部さんとちょっと似ていると言われるか、あるいは違う感覚かもしれませんが、こ
の発端は、自治基本条例がつくると、市のほうでつくっていく、市民参加で協働でやっていく
という中で議会としての部分が出てくるから、議会はしっかり取り組んで、今改革しようとい
うのが始まりでもあるわけです。そういうところから考えていくと、議会の姿、あるいはやろ
うとする思い、何をするのかという、その姿勢を出すためには、自治基本条例の参加者とい
う中で検討してもいいけれども、そこら辺も含めて、市民参加についてはよく協議していく必要
があると思います。否定もしないけれども、市民参加部分の選び方、一人の選び方。

松野豊委員長 だから、そのパネラーとして市民に1人御参加いただくということについては賛
成なのですね。ただ、戸部さんと同じように、どなたに来ていただくかというのを慎重に考え
ないといけないという御意見というまとめでいいですか。

それと、これ特別委員会で、公文書に残るので、一応若干、今高橋委員の中で、自治基本条
例が市民の方からできて、議会の部分を自治基本条例のほうで、市民協議会さんのほうでもん
でいただいたことが発端となって議会基本条例の話が出てきたというお話があったのですが、
それは私はちょっと見解が違ってしまっていて、もともと市民協議会ができる前に、議会の中で自
治基本条例に取り組まなければいけないねという議論はあったはずと思っています。でありま
して、議会で議論しなければいけないねと言っているうちに、井崎市長のほうが行動力がござ
いまして、先に市民協議会を市長部局というか、執行部のほうで発足された。ということな
ので、議会の中では市民協議会ができる前から、自治基本条例や議会基本条例の議論はあった
というふうな見解でありますので、一応ちょっと公文書に残るので、済みません、事実ベース
で記録を残させてください。

ほかこの件で。田中人実委員。

田中人実委員 議論長引いてしまうので、市民の方を入れるということで今日は結論にしておいて、ただまた批判するわけではないのだけれども、適当な人がいないという。私たちの地域には、まず一つ言いたいのは、我々議員が議会のことをよく知っているかと。市民は知らない知らないと言うけれども、自分たち自身が知っているのかと。それ反省しなければいけないことですよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 それから、だから市民は議会のことを知らないなんていう言い方は不遜なのです。それと、地域には適当ではなくて、最適な人が幾らでもいます。我々より専門的、それこそ知見ではないですけれども、知識を持っている方が。そういう方たちが、今までは議会に注目しようとしても、情報が出てこないし……

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 だから、そういう人が議員になったのでしょ、恐らくね。だから、そういう視点に立たない限り、このシンポジウムは成功しませんよ。

松野豊委員長 ちょっと待ってください。ちょっとコミュニケーションに誤解があると思っまして、それは僕が同じ会派だからフォローするとか、そういうことではなくて、戸部委員がおっしゃっている市民の人が知らないというのは、田中人実委員がおっしゃっている、とらえられている意味とは全然違う意味でおっしゃっていると思います。現実の、それはちょっととらえ違いがあると思います。

田中人実委員 委員長ね、これは特別委員会で、議事録が残るから、言って差し上げているのです。適当なとかね。だから、そういう発言はしないほうがいいと。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 新世会って前あったでしょう。そのときは何回もやったのよ、議会のね。それで、そのときに、私どもはやったにもかかわらずね。きちんとした人というのはなかなか見つからないのだよ、実際問題。だから、私はそのことを言ったわけだよ。だから、市民がばかだとか、そんなこと言っていないよ、おれは。今適当な人がいないと言っただけで。

〔何事か呼ぶ者あり〕

戸部源房委員 難しいということだよ。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 市民をパネラーの中に入れるというのは一つの方向として結論出たようだけれども、1人、1人という人数になっていますけれども、これは今日の段階では1人ということではなくて、例えば市民協議会の代表1人、それから一般の公募の市民がもう一人ということでもありかなと思いますので、人数については今日1人と決めないで、ちょっと余裕を持って検討していただきたいなというふうに。

それからもう一つ、私自治基本条例がずっと市民主導でつくってきましたでしょう。一般市民から見ると、議会というのは市民の代表が議員になってやっているのに、市民主導ではなくて、何で議会でやっているのかなという疑問を持つ人が必ず出ると思いますよ。シンポジウム出たときにね。まして、パネラーとして市民が少ないとか出ていないというのはとんでもない話で、市民主導でないまでも、市民参加で進めるといのは絶対条件ですから、市民を排除とは、特段排除とは思っていないと思うのですけれども、市民と一緒にやるという姿勢がないと、根本がもう間違いだと思しますので、それを強く意見として。

松野豊委員長 一点、まずパネラーを1人には絞らないでくださいということですが、これは今日は結論本当は出したかったですけれども、市民もどなたかというのを出さないとこっちも、皆さんいろいろ意見言っただくのは大いに結構なのですが、正副委員長としても、これエッジきかせて決めていかなければいけないので、それでいうと、市民2人にしたらどうかという、参加者が、今のところ候補者ですけれども、北川先生、井崎市長、馬場議長、市民2人となると、5人になるのです。無理です。コーディネーター候補としては、そんなに人数が増えたらパネルディスカッションが成立しなくなります。時間的な余裕も含めて。パネルディスカッションって、意外と聞いているほうはあっという間に時間が過ぎていくのです。だから、もう4人が限度だというふうに私は思っています、パネラーとしては。今まで何度かそういうシンポジウムも、私自身がコーディネーターもしたこともありますし、比較も何十回していますが、いろんな団体の。そこは、ですので結論は出しませんが、今日1人という結論は出しませんが、幾つか経験している経験上で言うと、今回の時間的制約と、あと私自身のコーディネートの力量もあるかもしれませんが、ちょっとこれ以上増やすのは御勘弁いただきたいなという、一個人としての意見はあります。

それから、先ほどの市民の方をもちろんパネラーとして入れるということの御意見はごもっともだと思いますので、かと思えます。

伊藤委員。

伊藤實委員 今パネラーの話で、市民を入れるということについては、それは1人でいいのではないかなと私は思います。ただ、特定の方を選ぶということは、初めから話がデッドロックする危険性があるので、市民を選ぶという段階で、何を基準にするかということが非常に難しいと思うのです。だから、それに時間がかかるのではないかなというふうに私は思います。

先ほど戸部委員のほうから極論が出ましたけれども、それはそれとして、懸念しているということだと私は思いますので、その辺の選考方法について、特定の方でないほうが私はいいのではないかなと思います。

松野豊委員長 このあたりの議論はこの程度にとどめたいのですが、あとはもう一つ、一つ出ていたのは、パネラーを井崎市長にお願いするか、石原副市長かという部分がございましたが、

いろいろ御意見は出ましたが、この件はほか御意見ございますか。特によろしいですか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 議会の中で議論をしていくと、副市長のほうが実務をしているので、わかるというような議論になってしまうかと思うのですが、一般の市民の方を対象にしていく場合には、やはり議会側としては議長が出ているということであれば、井崎市長にも当然出ていただきたい、そういうふうに思っております。

松野豊委員 では、これ市長に正式に一たん特別委員会……議長かな。議長から依頼するの。特別委員会から依頼するの。議長。では、特別委員会としてはパネラー、10月4日のシンポジウムの……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ちょっと聞いてください。10月4日のシンポジウムのパネラーとして、特別委員会としては市長にお願いしたいという依頼文を特別委員長名で一回議長に上げます。議長から正式に市長に依頼するということをとってよろしいですか。もう市長のスケジュール等々の問題もあるので。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、それは異議なしということで、御了承いただいたということでお願いします。

この市民については、ちょっと人数も含めて、どなたが適当かということについては、まだもう一回ぐらい議論できるかな。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 今までの議論を聞いていて、市民参加の部分なのですが、市民参加は必要だという立場です。

それで、最近の選挙戦等いろいろ見ていての流れの中で、これは私正直に言わせてもらいますが、議会が大したことやっていない、極端なことを言うと、市民の立場から言うと、給料はもらっていてもやっていない、何やっているのかわからない、そういった中で、半分もいればいだろう、財政も大変だ、あるいは何人も要らないというような、この議会制民主主義を否定するような考えの方もいるわけですよ、中には。だから、そのときに、選ぶときに、否定する人なのか否定しない人なのかとかいろいろありますけれども、やっぱりそういう点から精査して考えていくと、やっぱり自治基本条例で研究なってきた方の中から代表で出ていただければ、その辺も含めて、御意見などの流れもあると思うので、やっぱりそこら辺に、市民を公募してやるのだったら、今度は選択大変ですよ、選ぶのにね。その辺の一言添えておいて私の意見としておきたいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 市民参加というのは非常に難しいのだよね。私ももう12年ですかね、地元でもやってきましたしね。ずっとやってきているのですけれども、そういう中で、やはりその議論に積極的に参加して、建設的にやってくれるような市民というのはなかなか難しいのですよ、選ぶのが。だから、私はそういう意味で、だから段階論を言ったわけですが、皆さんがそういうことでしたら市民参加は結構ですよ。ただ、適当な人間ね。選考なのです。そこら辺を慎重に扱って、やっぱりやってくれないと難しいと。だから、そういうことで、もしあれでしたら市民協議会の人たちもずっと傍聴もしているし、議会のこともやったのだから、そういう人たちも加えて検討をしていただきたいと。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 今戸部委員が非常に。ただ私は、特定の団体は私は外すべきだと思うの。そうでないと、話がかみ合わないところが出てきた場合、コーディネーターが一番困るかもしれない。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 私たちは、自治基本条例の策定会議、あるいは策定調整会議、執行部との会議等も見てきておりました。そういう中で、その代表を務めている市民の方というのは非常に良識を持った方でありまして、今回のこの熱い議論も踏まえて、もし議長から要請をしていただければ、公平公正で良識的に対応ができる方だと思っております。議会基本条例についても、ある程度おわかりになっている方がパネラーとして壇上で意見を交換していただく、議会の主権者というのはやはり市民ですので、市民がぜひ参加していただいて、それが議会に都合の悪い意見が出て、それは真摯に受けとめられる、そういう議会になっていかないと今後の改革はできないと思います。

松野豊委員長 議会に都合の悪いというか、事実と違うことで批判されることもあるので、その辺のことを心配されているのだと思います、戸部委員は。

で、ちょっとこれずっと、もう実は三、四回、議事録見ていただくとわかるのですけれども、ここなかなか決まらない、今日ちょっとあえていろいろ目いっぱい議論いただいたので、もう市民の……ちょっとここで休憩しますけれども。このシンポジウム案については、もうそろそろ準備したいのですよ、本音を言えば。なので、もう皆さんにいろんな意見いただいて、これも当然議事録にもなりますし、私もメモしていますので、これを受けて、御要望とか、御意見は御意見として受けて、もうフィックスしていいですか。正副委員長一任、さっきのあれと一緒に。キャッチフレーズ案の細かいところの公募の仕方と一緒に。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい、わかりました。ではその市民の方の選定も、後でごちゃごちゃ言わないでください。よろしくお願いします。もう正副委員長に。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 案はお示ししますけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 もう議論する中で、この場のやっぱり、どういう意見が多かったのかということ
を、ぜひそれは参考にさせていただいて、それとちょっと食い違う話だと、またもめてしまうの
でね。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いやいや、まあまあ。わかりました。あとはちょっと、草間研究員なんかとも相
談しながら、今日の議論を踏まえた上で、くみ取った上で正副委員長案として次回にお示しし
ます。

ちょっと休憩を入れてほしいという御要望がありましたので、15分再開でいいのですか。

では、暫時休憩をします。再開は11時20分とします。それで、済みません、すぐ始めたい
ので、1分前ぐらいには着席をお願いします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、(3)番、議会報(8月号)、8月15日発行ですが、の内容についてです。今原稿
用紙を、先ほどの議論を踏まえて、再度下にキャッチフレーズ案を出していただくために、別
にこれ9個点がついていますけれども、もっと出していただいても結構です。一応枠をつくっ
たものを再度お配りしました。ショートコメントを、6月30日、来週の月曜日、ちょっとス
ケジュールがタイトで大変恐縮なのですが、議会報のちょっと発行スケジュールの関係で、入
稿の締め切りが7月の初旬なのです。なので、7月初旬に原稿を締め切りますので、6月30
日の正午までに原稿をいただければと思います。これ、縦書きで書くの、横書きで書くの。そ
れで実際に出るのは横で出るの。では、横書きで書いたほうがいいのではないの。横で書くの
ね。これ、横、よく一般質問のやつだと、縦に書くやつ皆さんに配られていますけれども、横
に書いてください。横で書いてください。

それで、それからレイアウト案も今日お配りしていますけれども、今日の議論の中で、キャ
ッチ案を公募したほうがいいのではないかというお話も出ていましたので、ちょっと内容につ
いては、例えばウェブ上でキャッチ案募集していますとかいう内容になるかもしれませんが、
その辺の細かい内容については、ちょっとスケジュールの関係もあるので、正副委員長に御一
任をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、(3)番は以上です。(3)番については何かございますか。よろしいで

しょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 3番、確認事項です。これはもう本当に確認だけなので、確認で。

(1) 番、市民との意見交換会(案)について。プログラムについては、シンポジウムと並行して委員会で議論を重ねると。ただ、今日は議論しません。時間の関係もありますので、で、目的、議会基本条例のたたき台について市民と意見交換、今日はよい議論ができた、よい意見が聞けた、議会も頑張っているなというような御意見が市民の参加者の方から出てくるような市民意見交換会ができればいいなと考えています。対象は市民の方で、動員目標は150名、参加者は特別委員会委員と地区の議員、地区割名簿については以前に配付したとおりです。それから、日程も決定しております。10月25日土曜日13時半開場、14時から16時が南部、東部地区対象のものと。これは会場は、南部、東部、南流山センターですね。で、11月15日土曜日13時半開場、14時から16時で北部、中部地区を対象としますと。で、場所は南部、東部センター、南部、東部公民館だったかな、これ……北部公民館と南流山センターと。次のページに出ているのですね、済みません。これは確認ということで。

戸部委員。

戸部源房委員 市民により多く参加してもらおうということで、通常ですと駅頭と、それからポスティングってやるのですよね。この前もちょっと私批判くらいしましたけれども、後援会の人間呼んだらいいのではないかって。それだけではだめだということが、意見がございましたので、そこら辺も少し考えていただければと。できれば地区ごとにポスティングやるのか、駅頭までやるのか、そこら辺も考えておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますので。提案ですけれどもね。

松野豊委員長 これについては、6月の一般会計の補正予算の中にも入っておりましたが、この議会基本条例策定特別委員会の予算案が補正予算に盛り込まれまして、このたび、全会一致だったかな、で可決、補正予算は全会一致だったよね。全会一致ですよ。全会一致で可決をされましたが、その中の予算の中に、10万円だけ、チラシのあれは、幾らだけ。15万円ぐらい。10万円から15万円ぐらい、今ちょっと調べてもらいますけれども、予算をとってしまして、チラシを3,000枚ほど印刷をする予定です。で、議員28名おりますので、1人当たり100枚ずつお配りをさせていただいて、残りの200枚は事務局管理にさせていただいて、執行部であるとか関係部署、それは行政内だけではなくて、市内の関係団体に配る枚数ということで積算していましたが、その予算、まず一つはとっています。

それから、これは今後の、皆さんに御意見もいただきながらとは思っていますが、広報ながれやまと議会報で、シンポジウムの告知を、議会報だけではやはりちょっとなかなか難しいので、執行部に要請をして、広報ながれやまでも枠をとっていただいて、シンポジウムをやりま

すよという告知。それから、あとちょっと予算のやりくりをどうするかという問題もありますが、例えばぱどとか、地域新聞とか、そういうものに少し記事として、パブリシティで取り上げていただくということなんかもちょっと含めて考えております。あとは、シンポジウムが近くなったら、9月の中旬ぐらいに一度、松戸の記者クラブに市議会としてシンポジウムをやりますというプレスリリースをかけて、新聞社がもし記事を書いていただければ、それを見てということもあるかもしれませんが、その辺の集客方法については、いろいろ正副委員長のほうでも今考えている、検討しているところです。

幾らでしたか。パンフレット代3,000部、1部単価が30.5円で、9万6,075円計上していますので、一応3,000部チラシを印刷する予定です。

田中人実委員。

田中人実委員 それは、一部幾らと言っていました。

〔何事が呼ぶ者あり〕

田中人実委員 フルカラーで。考え方なのですけれども、10万円の予算をつくらなくても、個人的に印刷機持っていますよ。紙代だけでできてしまいますよ。

松野豊委員長 もう一般会計の補正予算で上程されて、6月議会で全会一致で成立しております。

田中人実委員 節約して、ほかで残しておけばいいではないですか。

田中人実委員 紙代だけいただければ、あとインク代プラスかな。

〔何事が呼ぶ者あり〕

田中人実委員 大事な予算である。10万円をぼんと、幾ら議会費だからといって、チラシに使っていいものではない。

松野豊委員長 チラシに使うということで上がっています、予算案は。

田中人実委員 いいのだけれども、チラシで使うというのはいいのだけれども、なるべく安くして、ほかにもた使うかもしれないでしょう、チラシ代が。

松野豊委員長 だから、どうします。これ議論、確認事項だと。

では、伊藤委員。

伊藤實委員 今委員長報告で予算があるということですが、今田中委員からそういう話が出ましたので、もしあれでしたら、モノクロでやるのだったら、版下を専門家につくらせてくださいよ。版下が問題なのだから。版下がきちんとしていないと、そうすればモノクロの版下ならモノクロの版下でいいと思うよ。印刷は各自がやる。

〔何事が呼ぶ者あり〕

伊藤實委員 プロがない。ああいうところだめ。いや、でもこういうものは、それが大事。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 私ごとで恐縮ですが、予算をどういうふうに、今チラシとして使うかという議

論はそれでいいと思いますが、版下しっかりしたものができて、それぞれの持っているという話ですから、持っている方はそれでいいですけども、私の場合は持っていないのです。そういう場合は、政務調査費、議会研究でそういうふうにする。だから、そういうない人もいるということ、御理解ください。

松野豊委員長　なので、だから一応補正予算は、通す前に以前にこの委員会でも、この内容でいいですねということで一回了承いただいて、執行部に補正予算で庁内確認をして、で本会議に上がってきて、皆さんで了承いただいているのですが、今事務局に確認したら、その10万円、9万6,075円は、必ずしも予算案どおり執行しなくてもいいということはあるようですから、そこは議論なのですが、ただ……ちょっと待ってください。今田中委員から出た、では個人で印刷機持っていますから、版下だけもらえれば印刷しますよという話があったのですが、それから高橋委員は、私は持っていないので、それは政務調査費使っているのかという議論がありました。ちょっとその辺を整理しないといけない。

田中人実委員。

田中人実委員　だから、実費で印刷して差し上げます。3,000枚ぐらい。だから、紙代だけ支出していただければよい。というのは、何で一々自治基本条例のことを引き合いに出すわけではないのですが、P1の記事とか、ああいう新聞いただいたでしょう。単色ですよ。自分たちで手づくりでパソコンでやって、あれと同じ程度のものは議会につくれないかという話に。つくりましょうよと。フルカラーにする必要性は全く感じられません。

松野豊委員長　では、藤井副委員長。

藤井俊行委員　できましたら、3,000枚ではなく、各議員が500枚ぐらいは配布できるようにして……

〔何事か呼ぶ者あり〕

藤井俊行委員　いや、それは自分のところは印刷機があるんで、500枚でも1,000枚でも自分ではできますけれども。3,000枚でいいのですかね。100枚で。だから、もう少し枚数は増やすべきだと思います。ですから、カラーの印刷ではなく、輪転機、リトグラフ等を使ってやるべきかなという、そういう意見です。

松野豊委員長　戸部委員。

戸部源房委員　予算はおりにあるのだけれどもね、カラーとかではなくて、白黒で経費を詰めてやったほうがいいのではないかと。これは、やっていく間に、新聞も発行したらいいのではないかと、いろいろ要素がでてくる。だから、そういう点はきちっと考えて、工夫してやっていったほうがいいのではないかなと。枚数等々の問題は、もう一回諮ってもらえれば。

松野豊委員長　では、何枚刷るかについては、当面現状では3,000枚と。一応その田中委員のほうで印刷機がとおりになるということですので、皆さんの分を印刷していただいて、その実費

を議会事務局のほうで予算から支出します。版下については一応デザイナー、プロのデザイナーに頼んだほうがいいという御意見もありましたが、ちょっとそこも含めて、マニフェスト研究所の草間研究員とちょっと相談して、私もどちらかということ、やっぱりもちはもち屋で、プロにつくったほうが格好いいデザインはできるなというのはありますが、一方で、先ほどの田中人実委員がおっしゃったように、自治基本条例の市民協議会の方がつくっていたのは、当然デザイナーには御発注されていないのですが、手づくり感が逆に出て、愛着がわくという側面もありますので、ちょっとその辺はお任せいただいてよろしいですか。ちょっと草間研究員とも相談しながら、正副委員長でやりたいと思います。では、よろしいでしょうか、それで。

次に、今日ここが本題だったのですが、もうあと30分弱しか残っていませんが、4番の協議事項です。ちょっと（1）番、（2）番とあるのですが、あと30分、正午には終わりたいと思いますので、45分、50分まで、条例に盛り込みたい、前回の続きをしたいと思いますが、前回は、A4の盛り込みたい条項の一覧をお出しいただければと思いますが、ナンバー1、ナンバー2まで議論が終わっているのです。なので、3番、政策提言、議員の積極的な条例案というところについて、ちょっと時間で切って申しわけないですが、あと15分ほどしかありませんけれども、皆さんに御意見をいただければと思います。集約番号3番、24番、36番、51番ということで、3番が民主・市民クラブさん、26番が日本共産党さん、30番が流政会さん、48番が議会運営委員会の議会改革項目……違う、違う。済みません。今2番見ていました。2番を言っていました。失礼しました。3番の政策提言のところは、3番だから、公明党さん、それから24番、日本共産党さん、36番で社民党さん、51番で議会運営委員会の議会改革項目にも入っていたということです。政策提言、議員の積極的な条例提案、会議規則第14条、議案の提出というところにかかわるところです。その他関連法規で言うと、憲法94条、法14条、条例制定権というところでもあります。これ御意見いただけますでしょうか。

では、公明党さん、田中人実さんのほうから。ちょっとまだ準備があれですか。

そうしたら、済みません、日本共産党の乾委員さんのほうから。

乾紳一郎委員 政策提言、議員の積極的な条例提案というのは、この間も委員会でも議会運営委員会とか、いろいろ議論してきた中でも当然のことだというふうに思っていますので、議会基本条例には積極的な政策提言を議会が行うという、そういうことをきちっとうたっていけばいいかなと。制度的には今確立されていますので。

松野豊委員長 済みません。時間の関係で、次回ここから議論に入るということで調整させていただいていいですか。ちょっと今、次回のレジュメ、次回の特別委員会の次第というか、アジェンダでは、これトップに持ってきますので、ちゃんと時間とってやりますので、ちょっとこれ、何か限られた時間で、ばたばた、ばたばたやってもよくないと思うので、よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これ次回やります。ちょっとこれ飛ばします、(1)番は。今回は飛ばします。

それから、(2)番、短期集中講座について、二、三日間短期集中で勉強会を開催してはどうかということですが、これは、これも補正予算で、一般会計の補正予算で、これも皆さんと議論を重ねましたが、補正予算の中では、特別委員会の視察のお金を54万8000円計上しています。日当が7万4000円、交通費が27万2,400円、宿泊料が19万8,000円ということで計上していますが、ただ前回からの議論の中で、視察は行かなくてもいいのではないかと。場合によっては、各界のそういう学識経験者の方であるとか、あるいは先進市の推進をした議員さんであるとか、そういう方々をお呼びしてお話を聞くというような形でいいのではないかと。ということで御意見をいただいておりますが、それをちょっとこのスケジュール、年間スケジュールでいうと、先ほどから申し上げているように、9月4日にはもう条例のたたき台案を出していかないといけないので、できればまたちょっと皆さんに、議会に来る日程を増やして恐縮なのですが、2日か3日ぐらいちょっと集中してそういう方をお呼びをして、4名から6名ぐらい目安で考えているのですが、我々がいろいろ集中的に、いわゆる大学の講義みたいなイメージで、例えば朝10時から12時までの枠で一人呼んで、それで昼休みとって、1時半から3時半まで一人呼んで、それでまた30分休憩して、4時から6時までとか、ただ6時になると、5時の定時を回ってしまうので、1日2人か3人で、要するに3人呼べば2日間で終わりますし、もし6名呼ぶとすれば2日間で終わりますし、1日2人ずつということ言えば3日間ぐらいかなと思っておりますが、この短期集中講座というか、をやることについてちょっと御意見を、やるかどうかについて御意見いただけたらと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 私は賛成します。私たち自身も党派の中で、いろんな研修会等で学んではきていますけれども、せっかく議論しているので、そういう予算の裏づけがあるならば、集中的にやっていけばいいのではないかと。特別委員会に限らず、議会全体にも呼びかけてもいいかもしれないと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も賛成します。視察に行くということになると、やっぱり時間的にも限られるし、それから旅費もかなりかかるよね。そういう意味を考えると、また議会基本条例は短期間である程度集中的にやらなければいけないと。そういう関係もございますので、短期にやられたほうがいいと。それで、私は、集中的にやって、その後、それを聞いた後、やっぱり議論ができるような、そういう形でやられたほうがいいのではないかなと。だから、1日3人というよりか、2人ぐらいずつにして、それで最後は少し時間をとって議論するような形で、集中的

にやられたほうがいいのではないかなと。それで、もちろん議会基本条例は、我々特別委員会ですけれども、我々だけでやっているのではないので、これは議会の人たちは参加してもらおうと、そういう形でやられたらと。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 さらに拡大して、全員協議会と位置づけ、それが適当かどうかはわからないのですけれども、位置づけしてもらって、執行部も関心のある方は、せっかくの講師を呼ぶわけですから、執行部と一緒に勉強すると。そういうふうにしてはどうですか。

それから、ある程度人数に制限があると思うので、市民参加枠を設けていただいて、10名なら10名、それで一緒に講義を受けるというふうに提案したいのですが。

松野豊委員長 ほかよろしいですか。開催するというか、これを企画するということについては御了承いただくと。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 あと、時期なのですが、要するに9月4日とにかく原案のたたき台をつくらないといけないので、なるべくちょっと早くやりたいのですが、皆さんの御予定がどうか。まず特別委員会主催ということですが、特別委員会、特別委員の皆さんの御予定が合わないといけないのですが。

戸部委員。

戸部源房委員 今回常任委員会、10月から7月に変えているのです、視察をね。ですから、まず視察のあれは外してもらわないと。それ。

松野豊委員長 この9人の中で日程の合う日を決めたい。聞きたいのです。もう2日間なら2日間で……3日か。1人、2人で、3日。では、手帳。ちょっと暫時休憩します。手帳のない方は、手帳をお持ちください。暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時55分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

戸部委員。

戸部源房委員 市民経済のほうが、16、17なのです。それで、議長がうちの会派だと。それから、教育福祉が17、18で、私と松野さんだね。ああ、いるじゃん。それから関口さんもそうだ。ごめん、ごめん。それから、23、24が会派の視察なのです。だから、それを除いて。

松野豊委員長 では、25日から言っていきます。25だめな方いらっしゃいますか。

〔何事が呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 研修会。では、28の週でだめな日。7月の話です。7月28日、委員の方でちょ

っと予定入っていて、だめという方は拳手願います。月曜日。お一人います。7月29日火曜日は皆さんあいてる……だめ。30日。だめだ、7月14日。だめ。15日。合わない。7月で合わないですね。ただ、あれでしょう。時間的には、ですから今のところ、大体大枠で言うと10時から5時までです。10時から5時まであかない人という意味です。そうしたら……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 講師の方がちょっと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いや、後半で、今全部言ったのですけれども、皆さん合わないのです。全員あいている日がないのです。

では、8月1日。だめ。では、次いきます。8月4日月曜日。5日火曜日。だめ。6日水曜日。だめ。8月8日金曜日。だめ。お盆に入ってしまうな。だめですね。では、いいや、ちょっと逆に早めて、7月9日水曜日。ちょっととりあえず、合わないのではありません。7月9日水曜日。皆さん大丈夫ですか。だめ。10日木曜日。大丈夫、だめ。だめな人、手挙げてください。では、とりあえず10日は確保できますね。では、10日は今合いましたので、候補日として7月10日がまず1回。それから……10日、議長がいないそうです。だめだ。合わないな、これ。7月11日金曜日。大丈夫。皆さん大丈夫。では、僕がキャンセルします。7月11日金曜日。11日の金曜日、議長は大丈夫ですか。では、7月11日が一つ。

あとは、15日。14日。14日だめな方どなたですか。伊藤委員。したら、14日、それは調整不可能ですかね、御予定として、御調整いただくこと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いやいや、大丈夫ですよって、戸部さんに聞いているのではないのですよ。伊藤さんが予定入っているのです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 無理。難しい。

あと、16日。16日は、済みません、私もちょっとこれ視察が入っている。あとは、25日が乾さんが難しいのでしたっけ。12日は御都合、御予定入っている方。12日の土曜日。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 まあそうなのですから。10時から5時までですよ。12日はだめ。あとは土曜日か。7月19日土曜日。できれば2日ぐらいはちょっと。本当はできれば3日押さえないのですけれども、今状況だと、必ずどこかに皆さんが御予定が入っているので。7月19日だめな方。はい。7月26日だめな方。だめ。8月2日土曜日だめな方。大丈夫ですか、2日。議長も大丈夫ですか、2日。議長だめ。8月9日土曜日。だめ。困りましたね。

ということは、1日しかあいていないです、7月11日。7月11日金曜日しかあいていない

ので、例えば9時からスタートして、さっき10時というお話をしましたが、9時から11時が1時間目、あるいは9時から2時間とらないで、9時から10時半が1時間目で、2時間……

戸部委員。

戸部源房委員 議会全体参加するわけですよね。もうどうしてもしょうがなければ、特別委員会の人でも、私聞いてきちんと伝えますから、そこら辺もやっていかないと合わないよ、なかなか。だから、そこら辺少し調整していかないと。

松野豊委員長 そうしたら、一つの方法は、今ちょっと僕途中で言いかけていたのですけれども、要するに時間をちょっと短くして、区切って、1日で3人呼ぶ。だから、その1日だけでやるというのが一つの方法。もう一つは、今戸部委員から出ましたが、ちょっと1人、2人欠けてしまう場合は、特に多分、私たちの流政会の会派が3人出ていますから、このメンバーが1人欠ける分にはちょっと若干調整をして、2日か3日とるという今方法論が出ていますが、御意見いかがでしょうか。私はなるべく全員でという、1人も欠けずにのほうが良いと思っていますが。

田中人実委員。

田中人実委員 だから、全員参加でないよね。それから、議員全員で、特別委員会設置されていますけれども、議員一人一人の問題ですからね。我関せずになったら失敗しますよ、これ。

〔「では、1日で」と呼ぶ者あり〕

田中人実委員 1日で、もう何とか。

松野豊委員長 では、1日、ちょっと日も浅いので、講師の候補はこちらでいいですか、選定させていただいて。ちょっと11日だと、通常、常識的には、そういう講師をお願いするのは最低でも1カ月前なのですが、もう今日6月25日ですから、かなりイレギュラーになるので、一応ちょっと候補はこちらで、今まで、委員の皆さんから出ていたお名前も含めて交渉しますので、学識経験者も、あとそのほかの他自治体の議会の議員の方とか、ちょっともろもろ交渉しますので、7月11日で来れる方、スケジュールが合う方、それと時間帯は概ね9時から10時半で、それから10時半から12時で、それでお昼休み入れて、1時半から1時間半だから3時で、ちょっとその辺の割り振り、時間割り振りもちょっとお任せいただいてもいいですか。それで、3名から4名、ちょっと何とか確保する方向で、7月11日金曜日にはちょっと1日予定を入れずにあけておいていただきたいということでよろしいでしょうか。9時スタートかなと思っています。7月11日です。

それで、その講師の謝礼であるとか交通費の予算の割り振りもお任せいただいてもよろしいですか。本来であれば皆さんにお示しして、妥当かどうかというのを伺いで。

田中人実委員。

田中人実委員 突然これ振られて、議論したからやるとはなっていますけれども、その予算の割

り振りから何かお任せ、もうお任せしますよ。お任せしますけれども、今案がないではないですか、ここに。どういう人を呼ぶのだとか。

松野豊委員長 案をお示したほうがよろしいですか。準備していますけれども、正副委員長としては。ただ、今出さなかったのは、皆さんの御意見をまず伺ってからとっていましたから、準備はあります。

田中人実委員 でないと、議会基本条例の予算の使い方の、専門的知見を活用するかにおいて、共産党さんと認識を一にしてきたとあってきたのですけれども、議会の最終日にああいう形で賛成いただけなかったでしょう。だから、こういうことは丁寧に準備を踏みながらやっていったほうがいいと思います。最後に意見分かれてしまうと、せっかく議会そろってやろうと言っているのに、そういう方向性がずれてしまうと思います。

松野豊委員長 わかりました。では、こういうことで、人数分。ある。画面上で出す。ちょっと待ってくださいね。

一応これお示ししてなかったのは、繰り返しになりますけれども、皆さんの御意見をちゃんとくみ取って議論した上でやりたかったので、事前に正副委員長で打ち合わせ、事務局でもしていました、出ませんでした。

で、これがそうです。一つは三重県議会の岩名議長。ずっと議長を3度経験して、それから議会のあり方検討会という委員会を三重県議会内につくって、その議会のあり方研究会、検討会の座長をずっと岩名さんはお務めになられています。皆さんも御存じのとおり、通年議会であるとか対面式議場であるとか、日本に先駆けていろんな改革をされているわけですが、そのいわゆる仕掛け人というか、キーマンであります。一応もし三重県からお越しただくとすると、交通費、講師料、宿泊費ということで考えているということです。

それから、三重県の伊賀市議会の安本前議長、交通費、講師料、宿泊費と。

それから、北海道の栗山町議会、橋場議長もしくは中尾議会事務局長、これは交通費、講師料、宿泊費。

それから、これは乾委員からも以前からも出ていましたが、自治体問題研究所の加藤幸雄先生ですね。で、ご自宅が小平とお聞きしているので、交通費、講師料で考えております。それから、京都府の京丹後市議会、大同議長です。交通費、講師料、宿泊費で、この講座での合計経費は、6月の補正の議会費の予算の範囲内で対応可能であります。ただし、これ一応あくまでも候補であります。

田中人実委員。

田中人実委員 委員長の発言で、宿泊費が高いという発言あったかと思うのですが、宿泊費というのは、その日の夕食と翌朝の朝食を含めた金額ですから改め目確認まで。

それから、一つ大丈夫かどうか確認してほしいのは、これ議員の旅費でしょう。それを講師

として招く場合に、支出としてできるかどうかのちょっと確認をお願いします。

松野豊委員長 では、事務局、済みません。

竹内議会事務局主査 これについては、大前提は財政当局との協議が必要となりますが、支出科目を旅費から報償費に変更し、支出対応することとなります。予算の目的という点からは議論のあるところですが、財政部局との協議が整えば、手続き上は対応可能となります。

松野豊委員長 あと、いかがでしょうか。あと、もしこういう人もちょっと交渉してほしいという御意見も含めてあれば。ただ、日程が非常に迫っているので、かなり厳しいと思います、交渉自体は。ですから、一応7月11日で日程はやっとフィックス、決まりましたが、そこに果たして何人講師の方をお招きできるかというのはちょっとわからない。これから交渉してみないとわからないので。

あと、ちょっと講師料もとりあえず3万円ということにしていますが、ただちょっと破格というか、安い意味での破格なので、普通余り考えられない金額で計上しているの、若干ちょっとここは裁量いただきたい。それは予算の範囲内ですけれども、裁量いただきたいなと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 そうです。1日です。

なので、7月11日金曜日にやるということで、ちょっと日がないので、もうすぐに今日の午後にもある程度詰めて、講師の方にはちょっと打診をするようにします。で、お電話なりファクスなりで、委員の皆さんにはそのてんまつというか結果を、結果が出次第すぐにお知らせするようにします。そこで一応お電話である程度御了承いただいた上で、チラシというか、開催概要みたいなものを、チラシではないと思いますけれども、開催概要を作成して、議長名で執行部のほうには。それで、ほかの議員さんにもファクスか郵送で、先の特別委員会においてこういう集中講義を特別委員会主催でやることになったので、もし御都合のつく議員さんはぜひ御参加くださいというようなお知らせをするという段取りでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、短期集中講座については以上です。

それで、その他に入ります。5番、その他。ちょっと済みません、定刻を過ぎましたが、これで終わります。シンポジウムの動員のための広報、広報ながれやま及び議会報について、前回5月26日の委員会では、8月15日の議会報への特別委員会の特集ページへの各委員からの寄稿について御報告をしました。原稿締め切りが6月末日であるため、レイアウトイメージを正副委員長、事務局で作成をしてみました。そのものは、皆さんにお配りをしておりで

す。各委員には原稿用紙をお渡ししてございますので、これ確認になりますが、再度6月30日の正午ということで、これも締め切り厳守をお願いをできればと思います。

それから広報は、シンポジウムの広報については、8月15日の議会報と、それから9月号に広報というか、これ議会報のことですか、広報ながれやまで広報させていただくことを議長から執行部に申し入れをしたい。特別委員長及び議長から執行部に申し入れをしたいと思います。以上です。

次回、よろしいでしょうか。その他何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 この特別委員会の次回開催日程を決めたいのと、その決めた後に、一たん特別委員会は終了しますが、ちょっと議会運営委員会の委員の方はお残りいただいて、できれば、もし可能であれば、高橋委員も田中美恵子委員もお残りいただいて、実は前の議運でお話したのですけれども、一般質問の振りかえりの日程もちょっと決めないといけないので、ちょっとその特別委員会の次回を決めた後に一たん委員会は閉めますが、ちょっとお残りをいただければと思います。

それでは、次回の開催日程なのですが

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 まあそうですね。半日だと。あれは1日と。短期集中講座は1日というお話でしたので。6月30日に原稿をお出しをして、いつごろやったらいいのかな。時期的には、事務局。

では、ちょっと事務局にかかります。

竹内議会事務局主査 希望ではございませんで、案でございますので。先ほど、短期集中講座で御議論、日程の御議論いただいたのですが、あくまでも案なのですが、先ほど委員長のほうからお話ありました11日短期集中講座、これから各講師の方当たっていただくのですが、概ね3名ぐらいかなという意識の中で、3時に終了した後、そのまま引き続き。これは無理ですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 済みません、せっかく事務局に案をお示しいただいたのですが、11日の短期集中講座は、講義が終わった後も特別委員会の委員で、先ほど戸部委員からも申し出があったように、意見交換とかもろもろしますので、もうちょっとその日に特別委員会を開催するというのはちょっと難しいので、次回のアジェンダというか次第は、先ほども申し上げたように、1番目の項目に条例に盛り込みたい項目を持ってきて、本来ここがメインディッシュというか、ここが特別委員会で一番議論しなければいけないところですから、ここから入りたいと思っていますので、やっぱり2時間ぐらいは最低でもこのことにかけてほしいので、どうしましょう。

あとは、マニフェスト研究所の草間研究員にも必ず今後御同席をいただいて、都度アドバイスをいただいたりしていこうと思いますが、マニフェスト研究所のほうがちょっと難しいのが、3、4、7、8、9、10日はほかのところでちょっと予定が入ってしまっているようですので、直近でやりますか、一回。集中講座の前に。2日は皆さんいかがですか。2日の午後。済みません、僕午前中ちょっと仕事が入っています。これちょっとキャンセルできないので、できれば午後からがいいのですが。できれば2時。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次回特別委員会のほうは7月2日水曜日の14時から概ね2時間。16時までということをお願いをできればと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 後が詰まっている。では、4時までと。4時で終わるということをお願いします。

では、ほかよろしいでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時15分